平成３０年（フ）第２３２号
埼玉県桶川市若宮１丁目４番30―2408号
債務者　高橋　恭光
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３３号
さいたま市岩槻区東町１丁目９番２号　ビューラ小川101
債務者　黒川　末子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２６３号
さいたま市見沼区東宮下１丁目63番地　グリーンインズ201
債務者　髙橋　義明
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３１６号
埼玉県上尾市向山２丁目40番地25　久保ハイツ２―201、旧住所埼玉県上尾市大字上尾下1049番地１　ミューアダマスグランテ702
債務者　渡邉　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３１７号
埼玉県久喜市栗橋北２丁目10番１号、旧住所千葉市稲毛区小仲台２丁目６番９号　ハローズ稲毛402号
債務者　山中　暁子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３２３号
埼玉県蓮田市見沼町11番21号　ブリリアント・ヒル102号
債務者　米内山良子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区７棟502号
債務者　渡辺　　武
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第９１号
北海道恵庭市白樺町３丁目７番２号
債務者　児山　博子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３０６号
札幌市白石区東札幌２条３丁目７番46号　中尾コーポ12―102号
債務者　岩間　善絵
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３０７号
札幌市白石区東札幌２条３丁目７番46号　中尾コーポ12―102号
債務者　岩間　　光
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３４号
札幌市東区北32条東12丁目１番18号　大公荘101号
債務者　石村　惠子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３８号
札幌市豊平区月寒東２条７丁目８番18―101号
債務者　中村　秀昭
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６１号
札幌市清田区清田１条４丁目５番18号　シャトルコート101号
債務者　花田　安充
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３７１号
札幌市手稲区富丘２条３丁目７番８号　コムサⅡ―201号
債務者　林　麻理子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８２号
札幌市西区発寒11条２丁目７番43号　マルサハイツ103号
債務者　渡邊　恭子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２号
愛知県稲沢市奥田町城戸切6557番地２　プリンス奥田201
債務者　疋田　正幸
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３６号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地31棟307号
債務者　後藤　寿朗
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部